

第6章 維持管理・運営・活用計画

本章では、維持管理や運用を良好に推進していくため、これらの方策について記述する。

第1節 維持管理

市は、史跡の管理団体として、文化財保護法第119条第1項に基づき、史跡などの管理及び復旧、施設の設置、届出などを行う。

維持管理には、整備事業の進捗に伴い、史跡の保存管理、施設・工作物の保守管理、植栽管理、清掃、巡視・点検などの業務がある。

特に、指定地の公有化に要する期間は複数年に渡ることが予想されるため、指定地が長期にわたって放置されることのないよう維持管理に努めていく必要がある。

維持管理は、行政と住民が互いに連携・役割を分担し、徐々に住民との協働を浸透させていくものとする。それにより、住民に史跡に対する理解や親しみを深めてもらう。

表9 維持管理に関わる事業

作業種別	内容	実施主体
史跡の保存管理	指定地の登記、現状変更の有無の確認や届出、史跡の標識、囲み柵の設置など	行政で実施
施設・工作物の保守管理	園路、サイン、ベンチ、復元遺構などの保守点検および維持補修	行政主体で実施 (簡易な補修は市民主体)
植栽管理	植栽(花木など)、病虫害防除、草刈り、芝の手入れ、剪定、施肥など	協働で実施(花壇などの管理は市民主体)
清掃	園路、便益施設(駐車場やトイレなど)などの清掃	協働で実施
巡視・点検	日常的な利用におけるチェックなど	協働で実施

第2節 運営・活用計画

史跡などの維持管理や運用を良好に推進していくためには、史跡などの整備に対する理解と気運を高め、行政と住民が互いに連携・役割分担しつつ協力する「協働」の体制を構築していくことが必要である。

そのため、史跡などを活用・PRする体験学習やイベントなど普及啓発活動を企画・運営していく。また、同時に、インターネットを活用した情報発信や発掘調査の説明会・講演会の開催、案内看板やパンフレットなどを作成することにより積極的に事業をPRし、情報を公開していく。

そして、これらの事業を幅広く展開することにより、維持管理や運用の担い手を育成し、既存の地域団体やボランティアなどを核に、運営・管理団体の育成に努めていく。

1 普及啓発活動（資料編Ⅳ-2・3）

普及啓発活動については、地域の特徴を活かした体験学習やイベントなどを企画・実施し、尾張国分寺跡や施設への集客数の増加、リピーターを獲得し、事業への参加を促していく。

市内の小中学校・高等学校においては、授業での歴史学習や校外における見学など体験学習のメニュー作りを進め、併せて、指導者等の人材発掘・育成を進める。

生涯学習においては、史跡などを生涯学習の素材として活用し、歴史講座や体験学習などにより、市民が史跡などの歴史文化を学習する機会を作っていく。

また、尾張国分寺跡や施設が、地域の集まる交流の場として多数利用され、親しみのある快適な憩いの場となるよう、イベントなどを企画・実施していく。

2 情報発信（資料編Ⅳ-3）

情報発信にあたっては、必要な情報を分かりやすく加工し、効果的かつ継続的に発信を行う。尾張国分寺跡の整備前と整備中の情報についても、積極的に発信していく。

市内外に幅広く伝え、アピールできるよう市ホームページでの尾張国分寺跡の解説を詳しくしたり専用ページを開設したりするなどインターネットの活用により情報発信し、意見を求め周知を図っていく。

地域住民や市民などへの尾張国分寺跡の認知度を高めるため、発掘調査現地説明会や講演会などを引き続き実施していく。

来訪者の利便を高めるため、駅などに尾張国分寺跡の案内看板を設置するとともに、パンフレットやマップ等を作成・配置していく。

3 組織・運営計画

（1）担い手づくり（資料編Ⅳ-3）

普及啓発活動の実施や情報発信などの事業を幅広く展開することにより、維持管理や運用の担い手を育成していく。

維持管理や運用の担い手は、市内外を問わず様々な組織などから参加を呼びかけていく。

特に、市内の小中学校・高等学校は、歴史学習や校外における見学など体験学習や日常的な維持管理など、幅広い分野の参加が期待され、積極的に組み込みを図っていく。また、地元企業に対しては、専門知識や技能を活かした積極的な参加を要請していく。

（2）組織づくり（図 25・資料編Ⅳ-4）

長期的かつ持続的に住民と行政との協働を実現していくためには、維持管理や運用を担う組織づくりが有効である。

行政と市民組織・民間組織が互いに連携し、各々の独自性、専門性を活かしながら役割を分担しつつ協力する「協働」の体制を構築していく。

この協働の前提として、関係組織間で情報を共有できる仕組みを整え、協力・分担して活動を進めていく。

また、市民組織や民間組織のみならず一般市民も専門家から知識を学び指導を受け

られる場や支援の仕組みを作る一方、市民の中からも指導者となる人材を育成していく体制を整える。さらに、大学など学術研究機関との連携も図っていく。

- ・「ふるさとガイド」を活用した案内や活用推進のための組織を形成・育成していく。
- ・ガイド役を担える市民人材を育成するための教育プログラムづくりを進める。
- ・自治会やボランティア、NPO、企業などの市民活動の支援、これら団体の様々な活動内容をホームページなどで紹介し、市民活動の輪を広げていく。
- ・持続的に史跡を継承していく財源を確保するため、民間資金の活用等も視野に入れて方策や仕組みを検討していく。
- ・(仮称)尾張国歴史館や(仮称)ふれあい広場等の施設を協働により運営する体制を構築するとともに、これら施設の活用により尾張国分寺跡に関する企画展や植木の販売等のイベントを開催していく。

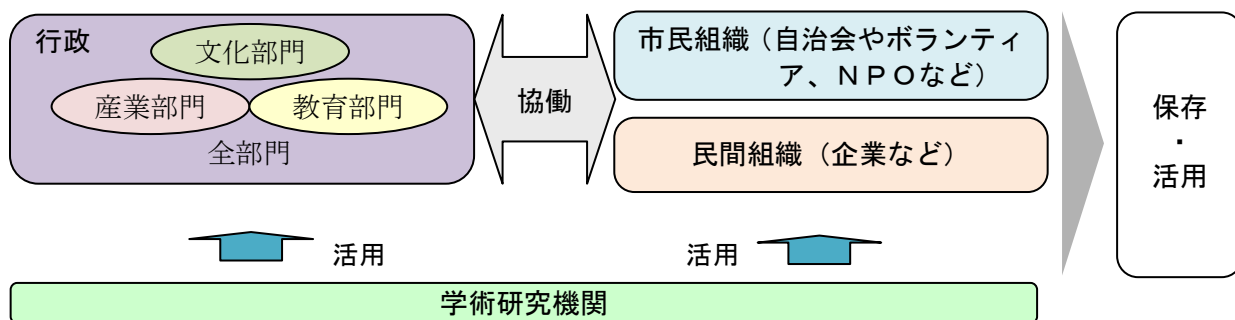


図 25 組織づくりの整備概念図

第7章 事業化にあたって

本章では、今後の事業化にあたって、想定される課題を抽出し、その対応について整理する。

第1節 事業課題

1 市民の理解と協力

整備事業の推進のためには、地域住民の理解と協力を得ていくことが不可欠である。

そのため、発掘現場の現地見学会を開催するなど、積極的に事業をPRし、公開していくことが求められる。

また、修景整備や景観保全を図っていくためには、地権者や周辺住民の理解と協力も不可欠である。構想への理解と協力が得られるよう、住民へ周知していくとともに、「保存管理計画」を策定し、長期的な環境保全を図ることが必要である。

2 発掘調査・各種研究の推進

史跡の保存整備は、発掘調査成果をはじめとする各種学術調査・研究成果が基礎となる。そのため、計画的な発掘調査を立案し、調査の進展に合わせて具体的な整備方針を検討することが求められる。

3 構想を推進するための具体的な整備手法の検討

本構想を推進するための具体的な整備手法に対しては、文化庁記念物課及び愛知県教育委員会事務局生涯学習課との協議に基づき指導・助言を受けながら、定期的に「稲沢市尾張国分寺跡史跡保存整備委員会」を中心に「稲沢市尾張国分寺跡史跡保存整備委員会専門部会」及び「庁内連絡会議」を開催し、承認を得て進めていくものとし、基本設計・実施設計を行うこととする。

4 関連法規制への対応

尾張国分寺跡は、農用地区域に指定されているため、転用を伴う整備には農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域からの除外手続きが必要である。

また、尾張国分寺跡周辺は、市街化調整区域に指定されているが、小規模開発が起きる可能性もあるため、景観地区の指定などにより法的効力をもって抑制・指導する方法を持つことが必要である。

5 公有化の計画的推進

史跡の追加指定や公有化については、今後、関係機関と協議を図り、長期的な事業計画を立てていく必要がある。

また、追加指定地の公有化に要する期間は複数年に渡るため、指定地が長期にわたって放置されることのないよう土地の維持管理に努めていく必要がある。

6 運営・管理団体の育成

史跡の整備及び整備後の維持管理や運用を良好に推移していくためには、整備に対する理解と気運を高め、徐々に住民協働による維持管理を浸透させていくことが必要である。

既存の地域団体やボランティアなどを核に、運営・管理団体の育成に努めていくことが必要である。

第2節 整備スケジュール

将来の史跡公園整備を目指し、本構想を推進するための具体的な保存整備手法については、発掘調査等を重ね、今後策定する「保存管理計画」や「基本設計」「実施設計」の中で検討していく。したがって、今後の調査や手続き等の進捗状況に応じて、スケジュールの変更もあり得る。

また、文化庁や愛知県から指導・助言を受けながら、引き続き「稲沢市尾張国分寺跡史跡保存整備委員会」を始め、地域住民の理解と協力を得ながら進めていく。

表 10 年次計画

項目/年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	～
基本構想	■											
保存管理計画策定		■	■	■								
範囲確認調査	■	■	■	■	■							
基本設計				■	■	■						
実施設計						■	■	■				
史跡追加指定 (合計約60,000㎡)					■	■						
農業振興地域指定 の除外					■	■	■					
土地の公有化 (史跡内は 国庫補助金80%)						■	■	■	■	■		
史跡公園整備 (国庫補助金50%)								■	■	■	■	■